



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

令和4年2月18日

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

- ・この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付するものです。
- ・給付金を受け取るためには、手続きが必要になります。

### 住民税非課税世帯

#### (1) 支給対象世帯

基準日(令和3年12月10日)において、栃木市に住民登録があり、「世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯」又は「市の条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除されている世帯」。

#### (2) 手続きの方法

令和4年2月4日時点の情報を基に、対象と思われる世帯に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しました。内容をご確認いただき、同封の返信用封筒にて期限までに返送してください。

返信期限 **令和4年3月31日**

給付の時期 **市が確認書を受理した日から2週間後が目安**

※基準日時点で、修正申告等により令和3年度住民税均等割が非課税となった世帯は支給対象です。支給対象にも関わらず、通知が届かない場合は、お手数ですが、令和4年9月30日までにコールセンターまでお問い合わせください。

### 家計急変世帯

#### (1) 支給対象世帯

上記の住民税非課税世帯以外で、申請時点で栃木市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に収入等が減少し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。  
※住民税非課税世帯の要件に該当し、給付金を受け取った世帯は対象外です。

#### (2) 手続きの方法

判定方法 「令和3年中の収入の見込額」または「令和3年1月以降の「任意の1か月」の収入」により、支給要件を満たすかどうか審査をします。(裏面「住民税非課税世帯相当額限度額」参照)

##### 申請に必要なもの

- ① 世帯全員分の「令和3年分の収入見込額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類 (源泉徴収票、確定申告書、給与明細、年金振込通知 など)
- ② 世帯の状況を確認できる書類 (住民票等の写しや戸籍謄本)
- ③ 給付金を受け取る口座の情報が確認できる書類 (通帳やキャッシュカードの写し)
- ④ 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証 など)

申請方法 申請書の記入及び聞き取りを行いますので、①～④の必要書類を用意し、窓口にお越しください。

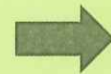
申請窓口 栃木市役所 本庁舎2階(2A-7窓口)福祉総務課

申請期限 **令和4年9月30日**

給付の時期 **支給要件を満たす場合、概ね1か月以内に指定された口座に振り込みます**

「住民税非課税世帯」、「家計急変世帯」ともに、住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯については支給対象外になります。

例えば・・・ 「親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯」  
「子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)」



**支給対象外**

## 支給額

**1世帯あたり 10万円**

### ！給付金を装った詐欺にご注意ください！

- ・この給付金に関して、市がATM(現金自動預払機)の操作の指示や、振込手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。
- ・不審な電話がかかってきたら、警察署などにご連絡ください。

## 相談・問い合わせ先

栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 コールセンター  
**0282-28-7721**

受付時間 平日 9時から 17時 (土日・祝日を除く)

# 臨時特別給付金に関するご質問

	ご質問	回答
共通	確認書・申請書を書き間違えてしまったがどうすればよいか。	二重線で訂正して書き直してください。
	この給付金は課税対象となりますか。	課税対象になりません。
	給付金は誰に振り込まれますか。	原則として、世帯主の銀行口座に振り込みとなります。
	給付金はどのような名義で振り込まれますか。	「ヒカゼイセタイキコウフキン」です。
	支給／不支給の決定通知は届きますか。	支給する方には、「支給決定通知書 兼 振込予定通知書」を送付予定です。不支給の方には、不支給通知を送付します。
非課税	確認書に銀行口座が印字されているが、どうやって口座情報を入手したのですか。	児童手当の振込口座や、令和2年に行った特別定額給付金の振込口座情報を、法律を基に活用しています。
	確認書を再発行してほしい。	可能です。コールセンターへお問い合わせください。
	令和3年12月11日以降に、栃木市から転出した場合はどこで支給されますか。	栃木市で支給します。 確認書が確実に届くよう、郵便局での転送手続きをお願いします。
	令和3年12月11日以降に、世帯の一部の人(配偶者など)が栃木市外に転出した場合はどうなりますか。	12月10日時点で世帯が非課税の場合、栃木市が世帯主へ支給します。栃木市外に転出した一部の方は対象外となります。
	令和3年1月2日から基準日(令和3年12月10日)までの間に栃木市に転入した場合はどこで支給されますか。	栃木市が支給します。 令和3年12月11日以降に栃木市に転入した場合は、転入前の自治体が支給します。
家計急変	自分が家計急変世帯に該当するかどうか、どうすれば確認できますか。	令和3年度分住民税が課税の方で、令和3年1月から令和4年9月のいずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である場合該当となります。扶養している親族の状況等から、「住民税均等割非課税限度額」の表を確認してください。「住民税均等割非課税限度額」の表は、市のホームページでもご覧いただけます。
	令和3年12月10日(基準日)まで栃木市に住んでいましたが、12月11日以降に転出しました。世帯全員が非課税相当に減収した場合、どこへ申請すればよいですか。	申請時に居住する市区町村で給付します。お住まいの市区町村へ申請してください。
	令和3年12月10日(基準日)まで栃木市に住んでいましたが、12月11日以降に配偶者が栃木市外に転出しました。夫婦ともに非課税相当に減収した場合は支給対象となりますか。	世帯主、配偶者それぞれに対して、申請時にお住まいの市区町村で給付します。(世帯主は栃木市、配偶者はお住まいの自治体へ申請してください)
	1年間のうち収入月が特定の月に生じる業種の場合、どのような取り扱いとなりますか。	本給付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し、支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないので、支給要件を満たしません。

## 令和3年度 住民税非課税相当額限度額

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,380,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,683,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,103,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,503,999円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円
---------------------	------------

### ！ご注意ください！

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付金の申請・受給をした場合、不正受給となり、詐欺罪に問われる可能性があります。

給付金についての詳しい情報やその他の質問は市ホームページをご覧ください。